

平成31年第4回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水) 13時32分から14時12分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員 (18名)

会長	19番	原 心一			
会長職務代理	7番	森安 正	11番	山崎 彰	
委員	1番	水田 義郎	2番	平山 則雄	3番 横山 実男
	4番	森田 良彦	6番	堤 昭雄	8番 宗石 和彦
	9番	西村 広幸	10番	西岡 久	12番 三木 克司
	13番	上島 陽子	14番	鍵山 佳広	15番 小松 和啓
	16番	三谷 富重	17番	山内 茂	18番 岡本 博臣

4. 欠席委員(1名) 5番 岡田 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案	第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	第2号	農地法第4条の規定による許可取消について(報告)
	第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
	第4号	非農地証明願いについて
	第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
	第6号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
	第7号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
	第8号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
	第9号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	公文 正志
農地主事	野島 和仁
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議	長	開会(13時32分) 皆さんこんにちは。みなさんそれぞれお忙しい中をこうしてご出席いただきまして有難うございました。今日はちょっと雨も降ってですね、足元の悪い中、大変皆さん方お忙しい中だと思いますけれどもご出席頂きまして有難うございます。31年度の、ま、今日はですね第4回の会ということになっておりますけれども、4月1日で改選になりまして、初めての会ということで、よろしくお願いをしたいと思います。今日はですね、いろいろと連絡事項もありますけれども、通例によってですね、順次議案を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。
		それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての説明をお願いします。あ、こっちやったか、ごめん、待ってよ。すみません、早

速ぬかしていきよりましたが、今日ではすね議案に、調査書にちょっと訂正がありますので、後で事務局より説明を頂きたいと思ひます。

本日の議事録の署名人は岡本委員、三木委員にお願いをしますのでよろしくお願ひを致します。尚、本日欠席届出はすね、岡田委員から提出されていますが、先般金曜日、なんか交通事故にあったということですので、ま、本日欠席ということになってますので、ご連絡をいたします。尚、推進委員の中ですね、依光委員、大倉委員が欠席届けが出てますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは議題に沿ひまして、順次進めてまいりたいと思ひます。

事務局より訂正をお願いします。

事務局

すみません。議案書の訂正をお願いいたします。

まず1ページですが、申請番号1の備考欄、右の端の備考欄、資料1の次ですが、48,579円とあるのをを485,790円。1桁ちょっと間違っていましたので訂正をお願いいたします。

次に3ページ。申請番号1番の地番、796-3-甲とありますが、甲を削除してください。

次に4ページ。こちら地番の方に甲とありますが、削除をお願いします。

10ページ、申請番号3番の地番、上から2番目の763-1-甲となっておりますが、こちら甲を削除をお願いします。

次に12ページ、申請番号8番、下から3番目の地番ですが833-甲の甲を削除をお願いします。

次に14ページ、11番、地番196-乙とあります。乙を削除をお願いします。

次、16ページ、申請番号15番の地番525-甲の甲を削除をお願いします。

以上です。

議長

もうないね。

事務局

はい。

議長

すみません、それでは議案に入っていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の説明をお願いします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々字森山1701番1、地目は田、面積は47㎡、外10筆、計11筆で合計1,440.95㎡、譲渡人、
、譲受人、
、譲受人の耕作面積は8,359.12㎡、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、資料は1で10a当たり485,790円で総額700,000円です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町猪野々字平キ1712番3、地目は田、面積は210㎡、譲渡人、
、譲受人、
、譲受人の耕作面積は8,359.12㎡、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模の拡大、資料は2で10a当り333,333円で総額70,000円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町谷相字フタマタ1878番、地目は田、面積は42㎡、外3筆、計4筆で合計911㎡、譲渡人、
、譲受人、
、譲受人の耕作面積は5,012.91㎡、譲渡理由は相手方の

要望、譲受理由は経営規模の拡大、資料は3で10a 当り300,000円で総額273,300円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字池野本493番1、地目は田、面積は54㎡、外2筆、計3筆で合計987㎡、譲渡人、
、
、譲受人、
、
、譲受人の耕作面積は30,020㎡、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模の拡大、資料は4で10a 当り1,500,000円で、総額1,480,500円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議長 以上で説明が終わりましたので、ただいまより、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

事務局 すみません、補足。

議長 はい。

事務局 すいません、補足説明をします。1番と2番についてですが、資料は写真資料の1-1からですが、1-2、1-3、1-4、1-5を6、7と順に見て頂くところ今のところ耕作されていない状況ですが、買い主の方はここをですね、きちんと整地をして、さかきとしきびを植える復旧計画書の提出をいただいています。資料2-2にある倉庫についてもですね、一緒に壊して農地に戻すということで計画をいただいております。譲受人ののほうにも勤めてましていろいろ機械も持っておりまして、森安委員さんの方にもこういう状況で耕作ができるか相談をしましたところ、十分にできるということで意見もいただいております。以上です。

議長 補足説明までありましたが、この件につきまして皆さん方からご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。格段ないようですけども、何かありませんか。格段なければ、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。はい、それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

はい、全員賛成です。有難うございました。

続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可取消についての報告がありますが、説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による4条取消について説明します。

1番、申請地は物部町大栃字大比796番3、地目は畑、面積は547㎡の内12㎡、申請人、
、
、転用目的は納骨堂、建築延面積は12㎡、取消理由は、申請内容と完了結果が異なった為、受理日は平成31年3月13日です。

以上です。

事務局 すみません、補足説明をいたします。この案件については次の第3号議案と関連があるんですけども、以前にですね、許可を県の方から受けておりまして、備考欄に期日とか書いてますが、完成がですね、申請のあったものと違っておりまして、それでその後、変更申請を出したんですけども、県と協議をしまして一度

許可の取消と申請を、もう一度同時に行うということで指導がありまして、今回、前回の許可の取消と、次の3号議案でも一度現在の状況での許可申請を行うということになっております。資料は写真資料の5-1からになります。場所は物部町の大比なんですけども、この資料の2、上が設置前の写真になります。それで下が設置後です。設置後に、スロープが見えてますが、当初ここはスロープにする予定はなくてですね、この部分が新たに追加になるということで、次のページに変更前と変更後の土地利用計画図を参考に載せております。

以上です。

議長 以上ですが、報告案件ではありますけれども、また議案第3号と関連してきますが、この議案第2号につきまして何か質問があれば受けたいと思いますが、格段なければこの案件は報告案件としていただき、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いしたいと思います。

事務局 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。

1番、申請地は物部町大柵字大比796番3、地目は畑、面積は547㎡の内34.08㎡、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、転用目的は墓地、建築延面積は34.08㎡、申請事由は、「既存墓地は山間部のがけ付近にあって地盤が弱くいつ崩壊するかもしれない危険な状態です。安全で参拝や維持管理がしやすい申請地に新たに墓地を建て改葬したい」ということで、自宅の近くで管理のしやすい申請地へ移転するものです。

農地区分はその他の農地(第2種農地)、資料は5です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種のうちのいずれも要件にも該当しない農地であるためその他2種農地であると判断されます。

以上です。

議長 はい、説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。議案の第2号の取消の報告と、今度新たにということですが、お墓の設置する場所は全く同じでスロープを追加をしたというふうなことになるかと思いますが、面積も若干それで増えてきているということになるかと思いますが、何か質問はありませんか。格段質問が無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第3号農地法第4条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、有難うございました。
続きまして、議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第4号非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町神通寺字空田82番2、地目は田、農振区分は農用地、面積は228㎡、外1筆、計2筆で合計324㎡、利用状況は宅地、申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX、非農地化した理由は、昭和40年4月頃土地の売買成立により、住宅を建設、現在に至る。

調査員は岡田委員と依光推進委員で資料は6になります。

2番、申請地は土佐山田町宮ノ口字下モ赤亀346番15、地目は畑、面積は

306㎡、外2筆、計3筆で合計412.61㎡、利用状況は宅地、雑種地、道路、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、346番15は平成3年に木造の作業場が建築されており、現況宅地となっている。348番4は、水路用地として確保された土地であるが、現況は道路の法面の一部となっている。346番16は346番15と348番5への通路として昭和57年に分筆された土地で、現在通路として使用されている。調査員は大岸委員で資料は7になります。

3番、申請地は土佐山田町字古町1659番20、地目は畑、面積は6.92㎡、利用状況は宅地、申請人所有者ともに、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和56年に居宅・倉庫を建築する際、北側の1659番18、1659番19の土地とともに居宅・倉庫の敷地として利用し始め現在に至っている。調査員は原委員で資料は8になります。

以上です。

議長 すみません、1番調査委員2人ともが今日欠席ですので事務局より説明させていただきます。

事務局 資料は6になります。写真資料6-1からになりますが、場所は神通寺です。資料6-2の写真を見ていただくと解ります通り、宅地として昭和40年頃から利用されており、周辺も農地の同意も得ておりますので問題ないと報告を受けております。以上です。

議長 すみません、大岸委員が退任をされましたので後引き継いだ森田委員に説明をお願いします。2番。

委員(4番) はい、写真のですね、資料7-2をお願いしたいと思います。4月の7日の午後確認に行ってきました。それでまず①の346-16につきましては、現況このままということで確認をいたしました。②の346-15、この建物が近所の方とこの裏に住んでおる方にちょっとご案内させていただきまして、この家は現在修理中ということでございます。大工さんが日曜日でしたので休んでおりましたので、大工さんに会うことができませんでしたが、この倉庫をこのまま2階建てにですね、修理を、足場を組んで修理をしておりました。そういうことでちょっとそれも私初めてでするので解りませんが、修理をしておりました。それから資料7-3の③の348-4と346-16につきましては工科大の、③のところは工科大との境でございますが、その裏でございますけれども、私が見た限りこの写真よりは若干あの、草刈をしていたというふうに思われまして、ここもこのような感じで確認をとってきました。

議長 はい、有難うございました。

委員(19) 続いて3番、私の方からちょっと補足説明をさせていただきますが、実はですね[REDACTED]さんがこの家を売却をするというふうな事になったそうです。昭和56年というところで居宅、倉庫と書いてありますが、[REDACTED]さんは申請者の[REDACTED]さん、[REDACTED]さんは長男と聞いております。そしてお父さんがここでもう亡くなっていますが、[REDACTED]いうことで重機を扱う、それで重機をここにおいておったか、そこのところ私もさだかでありませぬけれども、[REDACTED]さんという人がここで住まいをしておりました。そして、現在はずね弟さんがその[REDACTED]の重機の仕事を引き継いで南組に家は建ててます。倉庫はどこにあるかわかりませんが、そこで空き地になってまして、空き家になってまして、写真、資料8-1にですね、住宅地図では[REDACTED]っていうふうに出てますが、その人は借家をしておった人の名前だと思います。この人が買われるのかほかの人が買われるか知りませんが、丁度あのこの写真の住宅地図の真ん中にですね、[REDACTED]さんと[REDACTED]さんの

間にこうした土地が残っておって、所有者は■■■■さんということであってですね、農地に残っておるといふ関係で売却をするのにちょっと都合が悪いということで、ここの残った部分について非農地証明願いを出してですね、これも一緒に宅地にして売りたいということでしたので格段問題はないと私は判断しております。以上です。

それでは非農地証明願いの議案につきまして皆さん方から質問を受けたいと思いますが何かご質問はありませんかね。格段ないようですが、採決に入って構いませんか。それでは議案第4号非農地証明願いにつきまして、原案の通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議 長 はい、どうも有難うございました。
続きまして、議案第5号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町船谷字黒田屋式264番口、地目は田、農振区分は農用地、面積は747㎡、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■、■■■■、成立日、解約日、引渡日、ともに平成31年1月25日、解約理由は売買のためです。
以上です。

議 長 以上説明がありました。この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが何か有りませんか。格段無ければですね、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますと思います。
続きまして、議案第6号農地法第4条の規定による届出についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第6号農地法第4条届出報告について説明します。
1番、申請地は土佐山田町植字ニシマエヤマ1247番2、地目は畑、面積は528㎡の内0.66㎡、申請者、■■■■、■■■■、転用目的は墓地、資料は9で調査員は事務局 公文です。
以上です。

議 長 はい、有難うございます。この件につきまして質問を受けたいと思いますが何かご質問はありませんかね。ご質問ありませんか。格段なければですね、この件につきましても報告のみとさせていただきますと思います。
それでは議案第7号農地法第5条の規定による届出の報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第7号農地法第5条届出報告について説明致します。
1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字久保屋式620番2、地目は畑、面積は393㎡、譲渡人、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、転用目的は駐車場、資料は10で調査員は事務局公文です。
2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町秦山町2丁目52番1、地目は田、面積は2,292㎡、譲渡人、■■■■、譲受人、■■■■、■■■■、転用目的は建売分譲用地、

資料は11で調査員は事務局公文です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗目殿丸436番4、地目は畑、面積は182㎡、譲渡人、
、譲受人、
、転用目的は木造瓦葺2階建て住宅1棟、資料は12で調査員は事務局公文です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字宗目殿丸436番7、地目は畑、面積は75㎡、譲渡人、
、譲受人、
、転用目的は木造瓦葺2階建て住宅1棟、資料は13で調査員は事務局公文です。

以上です。

議長

はい、以上説明がおわりましたので只今より質疑を行いたいと思いますので、何かご質問はありませんかね。

3番4番につきましてはですね、農地が2つになっております。けれども現地の土地ですが、これに1棟の住宅を建てるということです。何かご質問はありませんかね。格段無ければ全て市街化区域内の農地ですので、問題はないと思いますので報告案件ですので報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画の諮問であります、説明をお願いします。

事務局

議案第8号 経営基盤強化促進法農用地集積計画について補足説明を致します。議案書9ページから、貸借による利用権設定についての説明になります。

1番は、新規設定で土佐山田町の農地2筆を、
の
さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は5年です。

2番は、再設定ですが、土佐山田町須江の農地、3筆を、
さんが借り受け、小ネギを栽培します。賃借権で期間は2年です。

3番は、新規設定で土佐山田町の農地2筆を、
さんが借り受け、水稲、野菜、牧草を栽培します。賃借権で期間は5年です。

4番は、新規設定で土佐山田町林田の農地3筆を、
が借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は10年9ヶ月です。

5番は、新規設定で土佐山田町下ノ村の農地2筆を、
さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は10年9ヶ月です。

6番も、新規設定で土佐山田町下ノ村の農地2筆を、同じく
さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年9ヶ月です。

7番も、新規設定で、土佐山田町下ノ村の農地を、同じ
さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年9ヶ月です。

8番、新規設定で土佐山田町下ノ村の農地9筆を、同じ
さんが借り受け、水稲とニラを栽培します。賃借権で期間は10年9ヶ月です。

9番は、新規設定で土佐山田町楠目の農地2筆を、
さんが借り受け、水稲を栽培します。使用貸借権で期間は10年です。


10番は、新規設定で土佐山田町の農地を、
さんが借り受け、水稲、野菜、牧草を栽培します。賃借権で期間は5年です。


11番は、新規設定で土佐山田町の農地4筆を、
さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は10年です。

12番は、新規設定で土佐山田町須江の農地を、同じ
さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は3年です。

13番は、再設定で土佐山田町林田の農地を、
さんが借り受け、水稲を栽培します。賃借権で期間は5年です。

14番は、新規設定で香北町吉野の農地4筆を、
さんが借り受け、ユズを栽培します。賃借権で期間は15年です。

15番は、新規設定で香北町下野尻の農地を、さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は3年です。

16番は、新規設定で香北町永野の農地を、が借り受け、ネギを栽培します。賃借権で期間は5年です。以上です。

議長 説明が終わりましたので議案第8号について質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんか。質問有りませんか。格段無いようですが採決に入ってかまいませんか。はい、それでは議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問であります。原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは議案第9号その他の件ですが何か、事務局の方から。格段事務局の方からは有りませんが、委員の皆さん方から何かあれば受けたいと思います。それではですね、今日の定例会の議案につきましては以上で終わりましたので只今より小休をしてですね、農地利用最適化推進委員の意見交換会をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

閉会 (14時12分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 

署名 人 岡本 博臣 

署名 人 三木 克司 